

参考 地方公共団体の条例に基づく地球温暖化対策に係る主な義務的措置一覧(平成21年4月現在)

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
全 体	数値目標 ※条例に直接盛り込まれている目標のみ。計画に目標が定められているものは多数。	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年		府内の温室効果ガス削減量を2010年度に90年度比10%削減			
		千代田区	千代田区地球温暖化対策条例	07年		<短期目標> 京都議定書目標達成計画に定められた業務部門・家庭部門の水準の達成 <中期目標> 2020年までに、区内のCO2排出量を90年比25%削減			
産 業・業 務	総量規制(削減量義務化と削減量取引の導入)	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	大規模事業所	特定地球温暖化対策事業者は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量を、当該削減義務期間終了後の日までに削減義務量以上としなければならない。	勧告・命令 (知事による削減義務の代行及び求償)	50万円以下の罰金	
	温暖化対策計画書	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	04年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上の事業所又は40台以上の自動車を使用している事業者は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	同様の条例: 京都府、大阪府、徳島県、香川県
	温暖化対策計画書	栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	04年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上、年度の電気使用量が600万キロワット時以上の工場又は事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	
	温暖化対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	同様の条例: 山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、長崎県

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
産業・業務	温暖化対策計画書	広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	03年	大規模事業所	原油換算エネルギー使用量が3,000キロリットル以上の事業所は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告	×	
	緑化	茨城県	茨城県地球環境保全行動条例	95年	大規模事業所等	事業者は、その事業場について、自ら計画を定めて、緑化に努めなければならない。		×	
	緑化	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年	建築物の新築・改築をしようとする者	市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域において、1,000平方メートル以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地について緑化基準に従い、緑化しなければならない。	勧告・公表	×	
	緑化	兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	02年	工場等の所有者又は管理者	工場等の所有者又は管理者は、当該工場等の敷地について、敷地面積又は空地面積の一定以上の面積について樹木の植栽を行わなければならない。		×	
業務	建築物対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模新築・増改築をしようとする者	新築・増改築に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上となる新築等をしようとする者は、特定建築物環境配慮計画を作成し、知事に提出。また、埼玉県では再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を計画書に添付しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：長野県、静岡県、京都府、東京都、大阪府、徳島県
	排出抑制計画	長野県	長野県地球温暖化対策条例	06年	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者	飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者で、当該事業者が県内において設置又は管理をするすべての当該自動販売機の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるものは「その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画(排出抑制計画)を定めなければならない。		×	

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
業務・家庭	マンション環境性能の説明	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	特定マンション建築主	特定マンション建築主が住居の用に供する部分の延べ面積が2,000平方メートル以上のマンションの販売を目的とした広告をしようとするとき、又はマンション販売受託者が販売を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション受託者をして表示させ知事に届出。	勧告・公表	×	同様の条例：神奈川県
	省エネ機器性能表示	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	08年	特定家庭用機器販売事業者	特定家庭用機器販売事業者は特定電気機器について、省エネルギー性能等を記載した書面を作成し、当該特定電気機器の見やすい位置に掲出しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県
運輸	輸送事業者の計画書	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	01年	輸送事業者	40台以上の自動車を使用している事業者は、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出。	勧告・届出	×	同様の条例：埼玉県(30台以上)
	自動車通勤対策計画書	静岡県	静岡県地球温暖化防止条例	07年	大規模事業所	4月1日において常時使用される従業員の数が、1,000人以上の事業所で、当該従業員の数の10分の6以上の従業員が自家用自動車のみで通勤している事業所を設置する事業者は自動車通勤環境配慮計画書を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	
	自動車通勤対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模事業所	4月1日において常時使用される従業員の数が、300人以上の事業所で、当該従業員の数の10分の5以上の従業員が自家用自動車のみで通勤している事業所を設置する事業者は自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
運輸	大規模集客施設対策計画書	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	大規模集客施設	該当の用途面積1万㎡以上の劇場、映画館、店舗、展示場等の集客施設の所有者又は運営者は、利用者の来場に係る自家用車の使用に関し、自動車地球温暖化対策実施方針を作成し、知事に提出。	勧告・公表	×	
	自動車販売時の説明	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	09年	自動車販売事業者	新車の販売を行う事業者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出等の温暖化防止性能情報を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明。		×	同様の条例：長野県、愛知県、三重県、徳島県
	自動車販売時の説明	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	自動車販売事業者	自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害車の使用に係る義務及び販売する新車の自動車排出ガスの量、騒音の大きさなどを記載した書面等を販売事務所に備え置くとともに、新車を購入する者に対し、その書面を交付し、当該新車の環境情報について説明。	勧告・公表	×	同様の条例：北海道
	自動車販売時の説明	京都府	京都府地球温暖化対策条例	05年	自動車の販売を業とするもの	自動車の販売を業とするものは、その販売する新車に係る自動車環境情報について説明しなければならない。また、前年度において100台以上の新車を販売した自動車販売事業者は、販売員が新車に係る自動車環境情報について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届出。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	北海道	北海道地球温暖化防止対策条例	09年	駐車場設置者	駐車場の設置又は管理をする者は、利用者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、その旨を表示した看板の設置等により周知。		×	同様の条例：京都府(勧告・公表あり)、広島県、鳥取県

部門	施策分類 (義務的事項のみ)	団体名	条例名	該当条 制定年	施策対象	施策内容	担保措置	罰則	備考
運輸	アイドリングストップ規制	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	駐車場設置者	20台以上の収納能力のある駐車場を有する設置者又は管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものを掲出等の方法により周知。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	03年	駐車場設置者	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上ある駐車場を設置し、又は管理している者は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、当該駐車場内において自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止すべきことを周知。		×	同様の条例：岩手県、三重県、滋賀県
	アイドリングストップ規制	和歌山県	和歌山県地球温暖化対策条例	07年	世界遺産の区域内の特定駐車場設置者	世界遺産区域内に500平方メートル以上の駐車場(以下「特定駐車場」という。)を設置する者又は管理する者は、当該特定駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、看板の設置等で周知。	勧告・公表	×	
	アイドリングストップ規制	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	00年	自動車等を運転する者	自動車等を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止を行わなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：岩手県、愛知県、京都府
	アイドリングストップ規制	三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	01年	自動車等を運転する者	自動車を運転する者は、自動車の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。		×	同様の条例：滋賀県、兵庫県、鳥取県、広島県
まちづくり	開発事業者等の配慮計画	柏市	柏市地球温暖化対策条例	07年	開発事業者等	開発事業者等は、3,000平方メートル以上の開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業及び店舗面積が4,000平方メートル以上の大規模小売店舗の新設を行う場合は、配慮計画を策定し、実施しなければならない。	勧告・公表	×	同様の条例：神奈川県
エネルギー 転換	再生可能エネルギー計画書	長野県	長野県地球温暖化対策条例	06年	エネルギー供給事業者	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は当該エネルギーを供給するため利用する再生可能エネルギー計画を定め知事に提出。	勧告・公表	×	